



平成 30 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 新都ホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 鄧 明輝
 (JASDAQ・コード番号：2776)
 問合せ先 取締役 半田紗弥
 電話 03-6659-5141

第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 6 月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり、SAMUTRAI&J PARTNERS 株式会社（以下「SAMURAI 社」という。）及びリーディング証券株式会社（以下「リーディング社」という。）を割当予定先として、第三者割当による新株式（以下「本株式」という。）の発行及び新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を行うこと（以下、「本第三者割当増資」という。）について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 第三者割当による新株発行

① 払 込 期 日	平成 30 年 7 月 9 日
② 発 行 新 株 式 数	普通株式 2,227,000 株
③ 発 行 価 額	1 株につき 金 202 円
④ 調 達 資 金 の 額	449,854,000 円
⑤ 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方式により、全数を SAMURAI&J PARTNERS 株式会社に割り当てます。
⑥ そ の 他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届け出の効力発生後に、本株式に係る総数引受契約を締結する予定です。

(2) 第三者割当による新株予約権発行

① 割当日	平成 30 年 7 月 1 0 日
② 新株予約権の総数	51,970 個
③ 発行価額	198 円（新株予約権 1 個につき 1.98 円）
④ 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：5,197,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
⑤ 調達資金の額	1,060,084,060 円 （内訳）新株予約権の払込による調達額： 10,290,060 円 新株予約権の行使による調達額： 1,049,794,000 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取概算額については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。
⑥ 行使価額	1 株につき 202 円
⑦ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、SAMURAI&J PARTNERS 株式会社に 32,170 個、リーディング証券株式会社に 19,800 個を割り当てます。

⑧ その他	<p>1. 新株予約権行使期間 平成 30 年 7 月 11 日から平成 33 年 7 月 10 日までの 3 年間とします。</p> <p>2. 譲渡制限 新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。</p>
-------	--

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社の現状

当社グループは、当社と完全子会社である上海鋭有商貿有限公司により構成されております。当社グループの主な事業は、「アパレル事業」、「不動産関連サービス事業」及び「貿易事業」であります。

「貿易事業」につきましては、当第 1 四半期より新たな事業として追加しております。

「アパレル事業」につきましては、カジュアルウェアの企画、生産委託を行う、卸売を中心とした商品販売事業、海外のカジュアルウェア関連企業やスポーツギア関連企業よりブランドの使用許諾を受け、自社の商品やカジュアルウェア以外の商品を製造、販売する企業にライセンス供与を行うライセンス事業、インナーウェアの輸入販売を行っております。また、海外子会社である上海鋭有商貿有限公司では、中国市場向けの自社ユニフォームブランドの企画・販売及びユニフォームの卸売事業を行っております。

基幹事業である卸売り事業につきましては、既存ブランドについての現在のポジショニングの分析を行い、細分化することで、ブランドポートフォリオの見直しを行い、各得意先に合わせたブランドを選択し企画提案をしております。そして、ライセンス事業とのシナジー効果を高めるため、サブライセンサー（注）各社と協力し、当社ブランドの魅力を消費者に再認知してもらうための広告宣伝活動も併せて行っております。さらに、前連結会計年度において開始したインナーウェアの輸入販売事業は百貨店等の催事売場や大型ショッピングセンターへの出店を通じて、ブランド露出度及び認知度を高め、インナーウェアの卸売りに繋がるような施策を実施して参りました。中国子会社を中心に実施している中国市場向けの自社ユニフォームブランドの企画・販売及びユニフォームの卸売り事業についても中国本土の現役ゴルフ選手をイメージキャラクターに据置くことにより、商品そのもののブランド価値を向上させる施策を行い、自社ブランドの確立を推進して参りましたが、当社が属しておりますアパレル・カジュアルウェア業界におきましては、大手得意先の PB 化傾向の拡大や消費者の高い生活防衛意識の影響や天候・気温不順の影響による大手得意先の店頭在庫消化率低下など、総じて厳しい経営環境で推移しており、また、中国市場向けの自社ユニフォームブランドの企画・販売及びユニフォームの卸売り事業についても、同業他社との価格競争、初期事業年度ならではの経費計上等をあわせ、その結果、営業損失の計上を余儀なくされました。

この結果、当第 1 四半期においてアパレル事業につきましては、売上高は 53,283 千円、セグメント損失は 40,383 千円となりました。

（注）サブライセンサー・・・ライセンサーである当社からブランドのライセンスを受けている会社

「不動産関連サービス事業」につきましては、主に中華圏及び在日中国人に向けた国内における不動産物件の売買、仲介業務等を行うことを目的としております。現在は比較的に利幅が取れる売買業務のみを行っておりますが、今後は仲介業務、リノベーションなどの不動産の価値を向上させてから転売する業務も行っていくことを検討しております。

平成 30 年 1 月には、当該顧客ニーズにマッチングする仕入れ物件を探索・選択し、顧客に商談を申し入れる営業活動を活発に行った結果、初の不動産売買の案件が成立し、昨年度、不動産関連サービス事業に関しましては、売上高は 345,520 千円、セグメント営業利益は 238,020 千円となりました。こちらは、昨年度決算の債務超過の解消、営業キャッシュ・フローの改善に大きく貢献いたしました。

しかしながら、当第1四半期には案件の成立がなく、この結果、不動産関連サービス事業は、売上高はなく、セグメント損失は2,121千円となりました。

「貿易事業」につきましては、上記のような既存事業であるアパレル事業の厳しい経営環境、不動産関連サービス事業の事業の特性による売上の変動性といった状況を鑑み、収益性の改善を図り、安定的な収益の柱の構築を目的に、当第1四半期から日用雑貨品及びその他製品について中国企業との輸出入取引を開始しております。なお、当第1四半期においては、貿易事業につきましては、売上高は35,369千円、セグメント利益は803千円となっております。

貿易事業について、現在予定されている貿易事業の対象業務は主に2つの業務となります。1つは、日用雑貨品等の輸出業務となっており、2つ目は、ポリエチレンテレフタレート（注1）、繊維・フィルムの輸入業務となっております。

日用雑貨品等の輸出業務につきましては、近年、中国からの訪日観光客の増加などにより、日用品のジャンルにおいても「メイド・イン・ジャパン」商品のニーズが日増しに強くなってきており、中国の一部消費者の間では、ベビー用品とマタニティ用品、日用雑貨や化粧品、食品や健康食品に関しては、日本製品が安全性の高い商品と評価され、人気を博しております。

このことから当社は当社代表取締役の鄧明輝の東アジア（中国に香港、マカオを含む。）における幅広い人脈及びネットワークを活かしながら、中華圏に向けた「メイド・イン・ジャパン」の日用雑貨品等の中国国内のGMS（注2）や百貨店に対する卸売りを計画しております。

ポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務につきましては、当社代表取締役鄧明輝の知人で、ポリエチレンテレフタレート等を量産している中国のメーカーの代表者から当該商品の仕入先としての推薦を受けたため、当社内で検討した結果、安定した供給先と卸売先を確保できれば安定した収益を期待できることから当該事業への参入を決定することに至ったものであり、卸売先については日本の商社等を始め国内企業を対象に積極的に営業活動を行っていくことを計画しております。

（注1）ポリエチレンテレフタレート（PET）・・・ポリエステルの一種であり日常で最も多く使用されているプラスチック素材

（注2）GMS(General merchandise store)・・・日常生活に必要な物を総合的に扱う大衆向けの大規模な小売業態

以上の結果、当第1四半期において売上高は88,653千円、営業損失は89,265千円、親会社株主に帰属する四半期純損失93,301千円となっております。当第1四半期末における純資産は、前連結会計年度末に比べて93,464千円減少し、23,267千円となりました。

（2）本資金調達の目的及び必要性

当社グループは、以前から継続していた営業キャッシュ・フローのマイナスが前期においてプラスに転じ、前期末において債務超過状態を解消しております。しかしながら、前期以前から継続して営業損失を計上しており、前期においても営業損失29,906千円、当第1四半期においても、営業損失89,265千円を計上しております。これらの状況によりいまだ継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しており、収益性と財務体質の改善を迫られております。

また、当第1四半期の親会社株主に帰属する四半期純損失が93,301千円となったため、当第1四半期末における純資産は、前連結会計年度末に比べて93,464千円減少し、23,267千円となりました。今後もこの状況が続き債務超過の状態になりますと株式会社東京証券取引所における上場廃止にかかる猶予期間入り銘柄に再び入る可能性があります。

このような状況を解消するために当社グループは、(1) アパレル事業における卸売り事業の安定的な拡大と利益率構造改革の推進、(2) 不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、(3) 新規事業の開拓を進めております。

これらの中には資金の需要を伴わない施策もありますが、資金がないと施策の推進が望めないものもあります。

① アパレル事業における卸売り事業の安定的な拡大と利益率構造改革の推進

アパレル事業のうち、卸売事業、ライセンス事業につきましては、企画提案方法の見直し、コスト削減などの方法による改善を検討しており、インナーウェア事業につきましては、前回の資金調達で得た資金を商品ラインナップの充実に充当し、店舗の出店などを通じて卸売り事業の安定的な拡大と利益率構造改革の推進に努めてまいりますが、国内の市場、BtoC の市場では総じて厳しい経営環境が続いていることから、経営戦略として販売先を市場規模が大きい中国国内の企業に集中させ、まとまったロットでの受注が期待できるユニフォーム事業について特に事業の拡大を図っていきたいと考えております。現在中国市場向けの自社ユニフォームブランドの企画・販売及びユニフォームの卸売り事業についても中国本土の現役ゴルフ選手をイメージキャラクターに据置くことにより、商品そのもののブランド価値を向上させる施策を行い、自社ブランドの確立を推進しております。自社ブランドの確立は価格面において競業他社との差別化を図ることができるものの、服飾系専門知識を有する新たな人材の採用、人材育成に係る費用、受注が確定した際の仕入れにかかる資金及び事業拡張時に自社内でサンプルの裁縫できるような機器等を導入する等の設備投資を視野に入れた体制の整備に係る費用が必要となります。

② 不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化

不動産関連サービス事業では、中華圏及び在日中国人の人的ネットワークから収集された顧客ニーズに基づき、当該顧客ニーズにマッチングする仕入れ物件を探索・選択し、顧客に商談を申し入れる営業活動を実施しております。具体的には、今後インバウンド需要が期待できるホテルや、在日中国人等の利用の拡大が見込まれるワンルームマンション等を中心に物件を探しております。ビジネスモデルとしては、不動産仲介事業もありますが、当社で一度仕入れた物件を不動産購入希望者に売却する事によって売買収益を得る、不動産売買事業が中心となります。当第1四半期におきましては、第34期1月期不動産の売買により獲得した利益はアパレル事業の運転資金に充填したことから、比較的に利益を確保できる売買業務に精力的に取り組みながらも実績につなぐことはできませんでした。そして、現状は東京オリンピックと訪日外国人の増加によりホテル案件の需要が高く、当社は複数の案件を抱えてはいるものの具体的な物件の購入となるとまとまった資金が必要となります。また、当社としては今後不動産関連サービス事業強化の一環として、単純な不動産売買業務のみではなく、購入した不動産にリノベーションなど付加価値を施してから売却する業務にも積極的に取組みたいと考えております。

③ 新規事業の開拓

当社グループは既存事業に加えて、安定的な収益の柱の構築を目的に積極的に新規事業の開拓を進めるなかで、日用雑貨品等の輸出業務を当第1四半期より開始しており、ポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務の開始に向けた準備を進めております。これらの事業は7月30日に本格的に稼動する予定であります。そのため、各事業における仕入れ資金が必要となります。

当社グループとして、早急に債務超過の状況になる恐れを解消し、上記施策を実行していくことにより収益が改善することは、企業価値の向上につながるため、これらの施策の実現は今後の当社グループの将来の収益の向上を考える上で重要な事柄となりますが、これらの施策を行うための十分な資金は手許になく早急な対応が迫られております。したがって、今回本施策の取組みを実行する資金を獲得するため、本資金調達を行うことを決定いたしました。

(3) 本資金調達を選択する理由

当社グループは、平成30年1月期の連結会計年度において、売上高632百万円を計上した一方で、営業損失29百万円、経常損失26百万円を計上しております。前期末において債務超過状態を解消したものの、当第1四半期においても、営業損失89,265千円、経常損失92,433千円を計上しております。

上記「(1) 当社の現状」で記載したとおり、既存事業であるアパレル事業の厳しい経営環境、不動産関連サービス事業の事業の特性による売上の変動性に加えて、貿易事業も計画段階にある当社の現状に鑑みると、原価低減、経費削減等の施策に今後積極的に取り組んだとしても早期に業績の大幅な改善を図るこ

とは難しいと判断しております。このため、業績改善に向け「(2) 本資金調達目的及び必要性」に記載しておりますように、アパレル事業の利益率構造改革の推進、不動産関連サービスの強化及び新規事業の開拓が必要と考えておりますが、日々の営業キャッシュ・フローから、本件用途のための資金を確保することは非常に難しい状況にあります。この資金を確保するため、各種資金調達方法に対し、当社の業績及び株主の皆様の利益に対する影響を考慮し、検討を行いました。

具体的には、第三者割当による新株式の発行、第三者割当による新株予約権の発行、金融機関からの借入、第三者割当による新株予約権付社債の発行、公募増資、コミットメント型のライツ・オフアリング、ノンコミットメント型のライツ・オフアリング、株主割当増資及び、新株予約権の上場を伴わない新株予約権の無償割当といった各資金調達方法に対し、当社の業績及び株主の皆様の利益に対する影響を考慮し、検討を行いました。

公募増資及びコミットメント型ライツ・オフアリングでは、第三者割当の方法に比べ、コストが割高であり、また当社が直近の3期連続で連結純損失を計上していることから、引受先を選定することが困難であることが考えられます。さらに、公募増資においては株式の希薄化が比較的大きくなると考えられます。これらのことから、当社が必要な資金を調達できるか不透明であり、投資を行う機会を逸失するリスクを防ぐことができず、今回の資金調達方法として不相当であると判断しました。

ノンコミットメント型ライツ・オフアリングにつきましては、株式希薄化に対する影響は比較的少ないですが、払込みを行うか否かの判断が新株予約権の権利保有者によるため、当社が必要とする資金を調達できるかが不確定であります。また、直近2年間において経常損失を計上していることから東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき実施できない状況にあります。

株主割当増資及び、新株予約権の上場を伴わない新株予約権の無償割当による資金調達については、払込みを行うか否かが株主又は新株予約権の権利保有者の判断となり、当社の必要とする資金調達を行う事ができるか否かが不確定であるため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

新株予約権付社債による資金調達については、当社株式の直近での急激な希薄化は防げますが、割当日より当社の負債となり金利負担も増加することから、連結純損失を計上している現段階で、当社が実施するにはふさわしくないと判断しました。

金融機関からの借入については、当社は第33期(平成29年1月期)に債務超過となり、第34期(平成30年1月期)には増資によって債務超過を免れたものの、12期連続で営業損失を計上し、第34期には営業損失29,906千円、当第1四半期にも営業損失89,265千円を計上し、依然として苦境が続いているのが現状であり、金融機関から相当な規模の融資を受けることが困難であること、連結純損失を計上している当社の財務状況からは、負債を増加させ、重い金利を負担することは当社の財務状況をさらに悪化させるものであることから、当社が行う資金調達の方法として適していないと判断しました。

第三者割当増資による新株式の発行の場合、当社が調達を要する資金に対応する株式が、効力発生日に一度に発行されるため、著しい株式の希薄化が生じ、既存株主の皆様の利益へ影響が生じる可能性はありますが、割当先となってくれる者が存在した場合早急に資金調達ができるという利点があります。

第三者割当による新株予約権の発行の場合、一度に著しい株式の希薄化は生じないものの、割当先が新株予約権を行使しない限り資金が調達できないといった点が問題となります。

このような状況において、上記「(1) 当社の現状」及び「(2) 本資金調達目的及び必要性」に記載した状況である当社としては、必要となる資金を早急に調達できる最善の方法を検討した結果、第三者割当増資による新株式の発行が最善と判断し、その引受先を探しておりました。

しかしながら、「(1) 当社の現状」に記載しましたように、前連結会計年度の決算も損失を計上している中、「(2) 本資金調達目的及び必要性」に記載している事業計画のすべてを実行できるだけの資金を引き受けてくれる引受先は現れませんでした。

そのような中、本第三者割当増資の割当予定先であるSAMURAI&J PARTNERS株式会社(以下「SAMURAI社」という。)及びリーディング証券株式会社(以下「リーディング社」という。)から、本第三者割当増資について検討していただける旨の回答をいただきました。当社としては、必要となる資金全てを新株式の発行で対応したく提案を行いました。SAMURAI社及びリーディング社からは、新株予約権での対応を希望されました。しかしながら、調整を重ねていく中でSAMURAI社より、一部であれば新株式で引受けるとの

回答をいただきましたので、まずは案件として確度が高い不動産取得資金に係る部分を新株式の発行により資金調達することとしました。また、SAMURAI 社及びリーディング社以外で新株予約権で引受けていただけるところを探しましたが、他に候補が無かったことから、残りの資金調達については、SAMURAI 社及びリーディング社へ新株予約権を発行することで資金調達を行う事が適当であると判断いたしました。

なお、本第三者割当増資における割当予定先であります SAMURAI 社及びリーディング社は、本第三者割当増資によって割り当てられる当社株式及び新株予約権の行使によって取得する当社株式を、当社の株価動向に応じて適宜売却する可能性があるとの意向を示しております。また、当社は SAMURAI 社及びリーディング社から、当社の経営には関与しない旨の意向を確認しております。このことから当社としては、当社の経営方針に重大な変更が生じるものではないものと判断しております。

以上より、既存株主に対する希薄化の影響を考慮しても、本第三者割当増資により資金調達を行うことが合理的であると判断し、本株式及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,509,938,060 円
② 発行諸費用の概算額	16,000,000 円
③ 差引手取概算額	1,493,938,060 円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 本増資にかかる諸経費の内訳は、紹介手数料、第三者機関による調査費用、新株予約権公正価値算定費用、弁護士費用、登記費用及びその他事務手数料が含まれております。
 3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株式>

	具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
①	不動産関連サービス事業における物件購入資金	444,000,000	平成30年7月～平成30年9月
	合計	444,000,000	—

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
 2. 市況その他の状況により支出予定時期が変更となる可能性があります。

<本新株予約権>

	具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
②	アパレル事業 (ユニフォーム事業) における子会社の運転資金	50,000,000	平成30年7月～平成31年1月
③	不動産関連サービス事業における物件購入資金	857,000,000	平成30年9月～平成33年7月
④	貿易事業 (輸出) における運転資金	10,000,000	平成30年7月～平成33年7月
⑤	貿易事業 (輸入) における運転資金	40,859,600	平成30年7月～平成33年7月
	合計	957,859,600	—

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する予定です。
 2. 案件の状況により支出予定時期の変更となる可能性があります。
 3. 調達する資金の内、本新株予約権の行使による調達額(1,049百万円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない場合があります。資金調達できない場合は、規模縮小等により対応する予定であります。

① 不動産関連サービス事業における物件購入資金

現在、不動産関連サービス事業につきましては案件を複数抱えており、その中でも話が具体的に
なっている 2 件の物件の購入について今回の新株発行により調達する資金を充当したいと考えてお
ります。

具体的には、第 2 四半期にすでに商談申込み証拠金（注）の支払いを終えている数千万円規模の
地方ホテルの案件、第 3 四半期に商談を申し込む予定の数億円規模の外国人留学生向け簡易宿泊施
設の案件があり、調達資金をこれらの 2 物件の購入資金に充当したいと考えております。

第 3 四半期に商談を申しこむ予定の外国人留学生向け簡易宿泊施設の購入資金については、本調
達資金で充填する計画をしておりますが、商談状況次第では地方ホテルの売買案件で得た資金や自
己資金を追加で充当することも検討します。ただし、これらの資金を確保できない場合には購入を
断念することもあります。

当社は、物件を購入する際には、購入希望者の購入ニーズを再三確認をし、購入ニーズが低下し
た場合においては、当社の現状を総合的に鑑みた上で、物件の購入を断念することもあります。

（注）商談申込み証拠金については商談が破綻になった際に返金されます。

② アパレル事業における子会社の運転資金

当社の既存事業であるアパレル事業につきましては、大手得意先の PB 化傾向の拡大や消費者の高
い生活防衛意識の影響や天候・気温不順の影響による大手得意先の店頭在庫消化率低下など、総じ
て厳しい経営環境で推移しております。

しかしながら、ユニフォーム事業につきましては、経営戦略として販売先を市場規模が大きい中
国国内の企業に集中させ、まとまったロットでの受注が期待できるユニフォーム事業について特に
事業の拡大を図っていきたいと考えております。現在中国市場向けの自社ユニフォームブランドの
企画・販売及びユニフォームの卸売り事業についても中国本土の現役ゴルフ選手をイメージキャ
クターに据置くことにより、商品そのもののブランド価値を向上させる施策を行い、自社ブラン
ドの確立を推進しております。自社ブランドの確立は価格面において競業他社との差別化を図るこ
とができるものの、服飾系専門知識を有する新たな人材の採用、人材育成に係る費用、受注が確定し
た際の仕入れにかかる資金及び事業拡張時に自社内でサンプルの裁縫できるような機器等を導入す
る等の設備投資を視野に入れた体制の整備に係る費用が必要となります。

具体的には新たな人材の採用、人材育成に係る費用を 10 百万円、受注が確定した際の仕入れにか
かる資金 30 百万円、設備投資等を視野に入れた体制の整備に係る費用 10 百万円としてそのとき
の状況に応じて充当していきたいと考えております。

③ 不動産関連サービス事業における物件購入資金

上記①以外にも、現在、案件を複数抱えているため、今後の新株予約権の行使により取得した資
金につきましては、まず、商談を開始したばかりではありますが、第 3 四半期中に購入を予定して
いる首都圏ワンルームマンション等の物件購入資金に使用し、その後は新株予約権の行使の状況に
より、引き続きその時に必要な物件の購入資金としていきたいと考えております。具体的には、3
件の商談を進めており、8~9 億円の資金が必要になると考えております。

一方、当社としては今後不動産関連サービス事業強化の一環として、売買業務のみではなく、リ
ノベーションなど付加価値を施してから売買業務にも積極的に取り組みたいところがあることか
ら、更なる資金の確保が必要となります。今後、リノベーション事業については当該新株予約権が
順調に行使され、①及び③の案件から十分なキャッシュフローを得ることができれば、前述のと
おり当該事業への参入など、事業拡大を随時検討していく予定です。

④ 貿易事業（輸出）における運転資金

当社グループが 7 月に新規に開始する事業のうち、日用雑貨品等の輸出業務は当第 1 四半期より
一部先行して取引が発生しておりますが、継続して体制整備を行っており、7 月 30 日に正式に事業

を開始することを予定しております。また、日用雑貨品におきましては、顧客ニーズに基づき当社が仕入を行い、仕入代金の一部は売上先からの前金を受け入れて充当する形式を検討しておりますが、必ずしも卸先企業全部から前金を頂けるような事象でないことからその仕入れ資金に充当したいと考えております。

⑤ 貿易事業（輸入）における運転資金

当社グループが7月に新規に開始する事業のうち、ポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルム
の輸入業務につきましては、7月30日に正式事業を開始することを予定しておりますので、今回の新株予約権の行使により取得した資金につきましては、顧客からのニーズを受け当社が中国のメーカーに発注する際に仕入代金を前渡しして支払う必要があるため、ポリエチレンテレフタレートの仕入れ資金に充当したいと考えております。

<当該新株予約権にかかる資金の優先順位について>

本新株予約権の発行により調達した資金につきましては、資金調達の使途が、当社グループの各事業における事業計画の達成及び企業価値向上のためにどれも必要なものであり、優先度はどの事業においても同じように高いものとなることから、新株予約権が行使される都度、各事業環境及び市場動向等勘案し、上述しました各事業の中から、その時点で当社の業績改善に最も効果があると考えられる事業に適宜充当いたします。

また、株価低迷により新株予約権の権利行使が進まない場合は、運転資金の享有範囲内で事業活動を行い、規模縮小等により対応いたします。

その場合には、不動産関連サービス事業で計画しておりますリノベーションなど物件の価値を上げてからの売買といった高付加価値業務の開始が遅れることとなります。

なお、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、事業の縮小、新規事業開始の遅延など、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社グループの既存事業であるアパレル事業におきましては、個人消費の低下など厳しい環境下で推移しており、安定的な収益の確保が難しくなっております。このため収益構造の改善を目的とした新たな事業として、前期より不動産関連サービス事業を開始し、今期より貿易事業を開始いたしました。

「2. 募集の目的及び理由 (2) 本資金調達の目的及び必要性」でも述べておりますように、当社はいまだ、収益性と財務体質の改善を迫られております。そのような中、本第三者割当増資にて得た資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しておりますとおり、業績改善のため、各事業における事業計画達成のために必要となる収益を向上させる施策に使用いたします。

具体的には、アパレル事業につきましては、中国子会社のユニフォーム事業の運転資金、新たな人材の採用、教育等の人材育成に係る費用、受注が確定した際の仕入れにかかる資金、設備投資等を視野に入れた体制の整備に係る費用として使用する予定です。この施策により既存の卸売事業及びライセンス事業以外の分野での販路拡大が期待できます。

不動産関連サービス事業につきましては、中華圏及び在日中国人の人的ネットワークから収集された顧客ニーズに基づき、当該顧客ニーズにマッチングする仕入れ物件を探索・選択し、当該物件を仕入れるところに本資金を使用する予定です。これらの物件の売買が成立していくことにより、今後の不動産関連サービス事業の拡大、仲介業務やリフォームなど物件の価値を上げてからの売買という高付加価値サービスを顧客に提供でき、さらなる収益を獲得が期待できます。

貿易事業につきましては、日用雑貨品等の輸出業務及びポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務を7月30日に開始する予定であるため、各事業における仕入れ資金に使用する予定であります。この貿易事業が開始されれば新たな収益の柱となる事業となる可能性が期待できます。

上記の当社グループの今後の事業計画に沿った今回の資金使途は一定の合理性があるものと考えております。

このため、本資金調達には、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資による新株式1株当たりの払込金額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日(平成30年6月21日)の当社株式の終値224円より9.82%ディスカウントした202円といたしました。

取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由につきましては、当社グループの当期(平成31年1月期)の第1四半期報告書が開示された後である、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断したことから、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日を基準とすることが適当であると判断いたしました。

また、ディスカウント率につきましては、当社の経営方針及び本第三者割当増資にて調達する資金の使用用途について、割当予定先に説明を行い、協議・交渉を行った結果、当社グループが、以前から継続していた営業キャッシュ・フローのマイナスが前期においてプラスに転じ、前期末において債務超過状態を解消したものの、前期以前から継続して営業損失を計上しており、前期においても営業損失29,906千円、経常損失26,807千円、親会社株主に帰属する当期純損失33,413千円を計上しており、いまだ継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しており、収益性と財務体質の改善を迫られている状況から、割当先の意向により基準価格に対し9.82%ディスカウントした202円とすることといたしました。

なお、当該新株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均216円に対して6.48%のディスカウント、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均221円に対して8.60%のディスカウント、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均202.69円に対して0.34%のディスカウントであります。

日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)では、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされております。

本第三者割当増資は上記のとおり直前営業日の終値の価額に0.9を乗じた額以上の価額を採用したものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に照らしても、本株式の価額は、特に有利な金額には当たらないと判断いたしました。

また、「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、当社は経営者から一定程度独立した者として、当社社外監査役2名及び当社社外取締役1名で構成する第三者委員会を設置しましたが、同委員会からは、本株式の発行に係る取締役会決議の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値224円より9.82%ディスカウントした202円を払込金額とすることは、上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な発行には該当せず、適法かつ公正である旨の意見を得ております。

当社の監査役3名全員からも、第三者委員会と同趣旨の意見を得ております。

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定は、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績のある第三者機関、株式会社赤坂国際会計(所在地 東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役黒崎知岳)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権はオプション期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり、行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプ

ションであることを考慮し、その特徴を評価額に反映することが可能なモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、株式会社赤坂国際会計による算定の条件として、新株予約権発行要項に記載の事項、割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた保有方針等の趣旨、株式の流動性に起因する制約条件及び割当予定先の権利行使行動、新株予約権行使による株式処分コスト等（株価が権利行使価額を上回る場合に割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること等を含みます。）を前提条件として、基準となる当社株価 224 円（平成 30 年 6 月 21 日の終値）、ボラティリティ 56%、予定配当額 0 円/株、無リスク利子率▲0.1%、試行回数 50,000 回をパラメーターとして適用して評価額の算定を実施し、本新株予約権 1 個につき 198 円との結果を得ております。

当社は、株式会社赤坂国際会計による本新株予約権の発行価額の公正価値の算定結果を参考に、割当予定先と協議のうえ、本新株予約権の発行価額を、評価額（198 円）と同額とすることを決定いたしました。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値より 9.82%ディスカウントした 202 円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

ディスカウント率につきましては、上記の割当予定先との協議・交渉により、割当先の意向により基準価格に対し 9.82%ディスカウントした 202 円とすることといたしました。

また、本新株予約権の行使価格 202 円は本調達に係る取締役会決議の前日までの最近の 1 ヶ月平均 216 円に対して 6.48%のディスカウント、前日までの最近 3 ヶ月平均 221 円に対して 8.60%のディスカウント、前日までの最近 6 ヶ月平均 202.69 円に対して 0.33%のディスカウントとなっております。

当社は、本新株予約権の行使価額が上記経緯で決定された経緯を考慮しても、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額に該当せず、適正な価額であると考えております。

なお、「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、当社は経営者から一定程度独立した者として、当社社外監査役 2 名及び当社社外取締役 1 名で構成する第三者委員会を設置しましたが、同委員会からは、株式会社赤坂国際会計は、当社と取引関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていることから同社に本新株予約権の価額算定を委託したことは相当であり、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

当社の監査役 3 名全員からも、第三者委員会と同趣旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資にて割当予定先に発行される新株式数は 2,227,000 株（議決権数 22,270 個）でありますので、平成 30 年 6 月 21 日現在の当社発行済株式総数 11,476,700 株（総議決権数 114,176 個）に対して株式の希薄化率は 19.40%（当社議決権数に対しては 19.50%）となります。さらに新株予約権が全て行使された場合に発行される新株式数 5,197,000 株（議決権 51,970 個）を合算した本第三者割当増資にて発行します株式の合計数量は 7,424,000 株（総議決権数 74,240 個）となりますので、株式の希薄化率は、第三者割当増資前の 64.69%（当社議決権数に対しては 65.02%）となります。

このような株式の希薄化は、株主総会における議決権行使や株主提案権等に影響を及ぼすこととなり、また、株主価値も希薄化し、株価も下落する可能性があります。そのことから、当社は本新株式発行及び新株予約権の発行について慎重に審議を重ねてまいりました。

しかしながら、当社としましては、本株式の発行及び本新株予約権の行使により調達した資金により、再び債務超過の状況になることによる株主価値毀損のリスクを回避することで株価下落の影響を最小限に抑えていきます。

また、本株式の発行により、不動産関連サービス事業の不動産売買による収益改善がみこまれること、本新株予約権の行使が進むことにより、「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載した事業計画実現のために当該行使により調達した資金を充当することで、主たる事業であるアパレル事業の再建が図れること、現在成長過程である不動産関連サービス事業の収益拡大が図れること、将来の安定的な事業となる可能性がある貿易事業の売上拡大化を図り、営業黒字化を目指して参ります。また、営業黒字化により生まれたキャッシュフローを更にアパレル事業の再建等、中長期的な事業投資に充当していくことで、中長期的には既存株主の皆様も含めた株主価値の向上に資するものであると判断しており、本株式の発行及び本新株予約権の発行による希薄化の規模に照らしても、既存株主への悪影響の程度は、本株式の発行及び本新株予約権発行によるメリットに比較して限定的なものであると判断しております。

以上のことから、本第三者割当増資は、中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与することを可能とするものであり、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① SAMURAI社

(1) 名称	SAMURAI&J PARTNERS株式会社	
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 安藤 潔	
(4) 事業内容	投資銀行事業、Fintech事業、情報サービス事業	
(5) 資本金	15億8,728万円	
(6) 設立年月日	平成8年2月6日	
(7) 発行済株式数	31,635,700株（平成30年6月1日現在）	
(8) 決算期	1月31日	
(9) 従業員数	（連結）38名、（単体）15名（平成30年6月1日現在）	
(10) 主要取引先	株式会社ネクスティエレクトロニクス ソフトバンクコマース&サービス株式会社 各都道府県警察本部及び各地方検察庁等	
(11) 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行	
(12) 大株主及び持株比率 （平成30年6月1日現在）	藤澤 信義 （常任代理人 UBS証券株式会社） 寺井 和彦 日本証券金融株式会社 松井証券株式会社 村山 俊彦 CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS FOR TAGUCHI SHIGEKI 株式会社SBI証券 植村 篤 岡田 直規 株式会社玄武	28.13% 12.84% 10.67% 6.92% 3.16% 5.64% 1.49% 1.26% 1.26% 0.95%

当事会社間の関係				
(13)	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	該当事項はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
決算期		平成28年1月期	平成29年1月期	平成30年1月期
連 結 純 資 産		978,586	834,001	1,411,211
連 結 総 資 産		1,029,928	871,838	1,764,540
1株当たり連結純資産(円)		36.36	30.99	47.23
連 結 売 上 高		155,014	148,133	382,703
連 結 営 業 利 益		20,377	△86,534	△182,891
連 結 経 常 利 益		6,334	△83,856	△195,956
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		△11,228	△143,404	△124,153
1株当たり連結当期純利益(円)		△0.41	△5.32	△4.49
1株当たり配当金(円)		—	—	—

(単位：千円。特記しているものを除く。)

② リーディング社

(1) 名称	リーディング証券株式会社		
(2) 所在地	東京都中央区新川一丁目8番8号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大川 竜 治		
(4) 事業内容	有価証券の売買等及び売買等の受託、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、その他の金融商品取引業		
(5) 資本金	1,778,124千円		
(6) 設立年月日	昭和24年4月		
(7) 発行済株式数	4,413,827株（平成29年9月30日現在）		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	（連結）69名、（単体）68名（平成29年9月30日現在）		
(10) 大株主及び持株比率 （平成29年9月30日現在）	株式会社ランキャピタルマネジメント	91.64%	
	広沢商事株式会社	1.66%	
	鯨井 登美子	0.91%	
	コアレックス道栄株式会社	0.33%	
	コアレックス三栄株式会社	0.33%	
	株式会社本郷会計	0.25%	
	是川絢子	0.21%	
	藤田教和	0.16%	
	岡本敏男	0.14%	
	栗原茂雄	0.13%	
当事会社間の関係			
(11)	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への 該当事項	該当事項はありません。	
(12) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
連結純資産	1,321,479	535,326	495,927
連結総資産	16,734,843	10,141,653	7,449,346
1株当たり連結純資産(円)	311.79	126.35	112.36
連結売上高	1,625,440	1,352,146	1,126,841
連結営業利益	1,513,893	1,256,110	1,063,624
連結経常利益	213,305	58,085	△51,700
親会社株主に帰属する 当期純利益	189,660	△785,682	△59,421
1株当たり連結当期純利益(円)	44.75	△185.41	△14.02
1株当たり配当金(円)	—	—	—

（単位：千円。特記しているものを除く。）

当社は、SAMURAI 社より、反社会的勢力とは一切関係がないとの説明を受けております。SAMURAI 社は、東京証券取引所市場 JASDAQ(グロース)市場の上場会社であり、同社が東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力と一切の関係を持たず、これらの活動を助長するような行為を行わないことを基本方針としている旨記載していることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB 等のメディア掲載情報の検索を行うことにより、当社は、SAMURAI 社及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

当社はリーディング社より、反社会的勢力とは一切関係がないとの説明を受けております。リーディング社は、東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、同社が、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係を遮断すること等を定め、公表していることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB 等のメディア掲載情報の検索を行うことにより、当社は、リーディング社及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

なお、当社は、割当予定先及び当該割当予定先の役員、主要株主及び関連法人について、反社会的勢力の影響を受けているか、犯罪歴を有するか及び警察から何らかの捜査対象となっていないかについて株式会社 J P リサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番 12 号：代表取締役・古野啓介)に信用調査を依頼しましたが、同社の調査結果によれば、いずれの者についても反社会的勢力との関係性を伺わせる明確な情報は確認されなかったとの報告を受けております。

以上により、当社は上記各割当予定先がいずれも反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

①SAMURAI 社

当社代表取締役鄧明輝と SAMURAI 社の子会社である SAMURAI 証券株式会社（以下「SAMURAI 証券」という。）の元取締役である中出真氏（以下「中出氏」という。）は知人であり、以前より鄧明輝が中出氏から投資案件の紹介を受ける等の情報交換を行ってまいりました。

上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本資金調達を選択する理由」に記載のとおり、当社は、資金の調達方法及び、その割当先について検討を行ってまいりました。

そのような中、今年に入り、当社グループの経営環境、経営方針及び本第三者割当増資の目的等をご理解頂ける割当予定先を検討している旨の相談を鄧明輝から中出氏にしたところ、平成 30 年 1 月に、中出氏が SAMURAI 証券代表取締役の澤田聖陽氏（以下「澤田氏」という。）と鄧明輝を引き合わせ、鄧明輝から澤田氏に資金調達を計画している旨を話しました。

当社は、事業計画に必要な資金をすべて新株式を第三者に割当てる方法による資金調達が最善と判断しており、その旨で SAMURAI 社に依頼しましたが、SAMURAI 社からの提案内容は、新株予約権での対応を希望したものでした。その後、調整を重ねていく中で SAMURAI 社より、一部であれば新株式で引受けるとの回答を頂きましたので、まずは案件として確度が高い不動産取得資金に係る部分を新株式の発行により資金調達することとしました。また、SAMURAI 社及び下記のリーディング社以外で新株式または新株予約権を引受けただけのところを探しましたが、他に候補が無かったことから、残りの資金調達については、SAMURAI 社及びリーディング社へ新株予約権を発行することで資金調達を行うよう判断いたしました。

SAMURAI 社は、純投資を目的とした出資のご提案であり、経営には関与しないとの承諾を頂いた事もありましたので、SAMURAI 社に今回の新株式の引き受け及び新株予約権の引き受けを行っていただく事と致しました。

②リーディング社

当社代表取締役鄧明輝とリーディング証券株式会社（以下「リーディング社」という。）取締役時慧氏（以下「時氏」という。）は知人であり、中国におけるビジネス等について以前より情報交換を行ってまいりました。

上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本資金調達を選択する理由」に記載のとおり、当社は、資金調達を検討し、引受先を探していました。

鄧明輝が時氏に、当社グループの経営環境、経営方針及び本第三者割当増資の目的等をご理解いただける割当予定先を検討している旨の相談をしたところ、時氏より、リーディング社の投資本部長を紹介されました。そして、鄧明輝から同人らに資金調達を計画している旨を話したところ、平成 30 年 3 月にリーディング社として、新株予約権発行による増資の引き受けであれば受けられるとの提案がありました。

その後当社及びリーディング社との間で数回のミーティングの機会が設けられ条件等の擦り合わせを行いました。

その結果、リーディング社より当社グループの経営環境、経営方針及び本第三者割当増資の目的等をご理解いただき、純投資を目的とした出資のご提案であり、経営には関与しないとの承諾を頂いた事もあり、リーディング社に今回の新株予約権の引き受けを行っていただく事と致しました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先であります SAMURAI 社及びリーディング社より、当社普通株式の保有方針について、当社の経営に対し重要な影響を与える意図は無く本第三者割当増資を引受けるのは純投資目的であるため、当社の株価動向に応じて適宜売却する方針である旨の説明を受けております。

また、当社は、SAMURAI 社より、本第三者割当増資の払込期日から 2 年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である SAMURAI 社から、平成 30 年 6 月 19 日時点における銀行口座の残高証明書及び同社が平成 30 年 5 月 10 日に開示している NLHD 株式会社（東京都港区南麻布四丁目 5 番 4 8 号 代表取締役 藤澤信義）との上限 10 億円のコミットメントライン契約の基本約定書の提出を受け、これを確認しております。これにより、本第三者割当増資に係る資金は十分であると判断しております。

また、リーディング社の資産状況についても、平成 30 年 6 月 18 日時点における銀行口座の残高証明書を確認し、第三者割当増資に係る資金が全額自己資金であることを確認しております。これにより、本第三者割当増資に係る資金は充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社の本第三者割当増資に際し、事前に当社代表取締役社長鄧明輝が董事を務めます大都（香港）實業有限公司と、割当予定先である SAMURAI 社との間で、株式消費貸借契約を締結しております。その株式消費貸借契約により、大都（香港）實業有限公司は当社の株式 454,500 株を SAMURAI 社に貸し付けており、同社によれば、平成 30 年 6 月 19 日から平成 30 年 7 月 20 日までまでの間に、法令又は東京証券取引所の定めるルールの範囲内で、貸借した株式の全部又は一部を市場で売却することを予定しているとのこととす。

貸借した株式 454,500 株については、本第三者割当増資にて割り当てた株式及び市場で買い戻した株式にて弁済期日であります平成 30 年 7 月 20 日に返却される予定です。

(6) 提案権について

1. 当社は、本新株予約権の割当日から 1 年 6 か月の間、株式、新株予約権または新株予約権付社債（以下「本追加新株式等」という。）を発行または交付（以下「本追加新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、SAMURAI 社が保有する、本契約による新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

(1) 当社は、SAMURAI 社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の 2 週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容（本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先 の名称・

所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。

(2) SAMURAI 社は、本通知書を受領後1週間以内に、本通知書に記載された条件・内容と同等以上の条件・内容で、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「本提案書」という。)を当社に交付することにより、本追加新株式等の引受けを提案することができる。

(3) 当社は、本提案書の条件・内容が、本通知書の条件・内容を上回るものと合理的に判断される場合には、SAMURAI 社との間で本提案書の条件・内容での本追加株式発行等について協議しなければならない。当社は、本項(2)に従い SAMURAI 社から本提案書を受領しなかった場合または本提案書の条件・内容が、本通知書の条件・内容と同等または下回るものと合理的に判断される場合には、SAMURAI 社と協議することなく、本通知書に記載された条件・内容に従い、本通知書の引受予定先に対する本追加新株式発行等を決議することができる。

(4) 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

2. 前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

(1) ストック・オプション目的により、当社の役員またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。

(2) 上記の他、当社と SAMURAI 社とが、別途本条の適用除外とする旨を書面により合意したとき。

3. 当社が1項に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちに SAMURAI 社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

4. 本条に基づく SAMURAI 社の権利は、本新株予約権の割当日から1年を経過した日以降、20取引日連続して、東京証券取引所における当社普通株式の終値が本新株予約権における行使価額の110%を超えた場合は、消滅するものとする。

本記載事項は当社と SAMURAI 社との間で平成30年7月9日に締結予定の新株予約権総数引受契約書の規定の内容であります。リーディング社との間でも、同日締結予定の新株予約権総数引受契約書において、同様の趣旨の提案権の規定を定める予定であります。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成30年1月31日現在)		募集後	
大都(香港)實業有限公司	29.86%	大都(香港)實業有限公司	18.13%
KEEN COUNTRY LIMITED	9.56%	KEEN COUNTRY LIMITED	5.81%
都市麗人(中国)控股有限公司	8.80%	都市麗人(中国)控股有限公司	5.34%
星期六股份有限公司	8.80%	星期六股份有限公司	5.34%
鈴木 誠次	1.45%	鈴木 誠次	0.89%
福田 吉伸	1.20%	福田 吉伸	0.73%
井手 雅一	0.97%	井手 雅一	0.59%
馮 海軍	0.78%	馮 海軍	0.48%
桃谷 一輝	0.63%	桃谷 一輝	0.39%
寺尾 翼	0.62%	寺尾 翼	0.38%

(注) 1. 平成30年1月31日時点の株主名簿を基に、平成30年6月20日までに当社が確認した大量保有報告書等に基づいて記載しております。

2. SAMURAI 社及びリーディング社の本株式及び本新株予約権の保有目的は純投資目的のことであり、ため募集後の「大株主及び持株比率」につきましては記載しておりません。

3. 総議決権数に対する所有議決権の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
4. 割当予定先以外の株主に係る割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成30年1月31日より所有株式数に変更がないとの前提で計算しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資が今期及び将来の当社グループの業績に与える影響につきましては、現時点において未定であります。本第三者割当増資にて取得した資金は、各事業での資金に使用いたします。これにより、当社の企業価値並びに株主価値の向上へ資すると考えております。本第三者割当増資による当社グループの業績に与える影響が明らかになり、今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当による新規発行株式数は7,424,000株（議決権数74,240個）であり、発行済株式の総数である11,476,700株（議決権数114,176個）に対して、64.69%の割合（議決権における割合65.02%）で、希薄化率が25%以上となると見込まれます。そのため、当社は経営者から一定程度独立した者として、当社社外監査役2名（丹羽一彦、浅井繁一）及び当社社外取締役1名（下村昇治）の3名で構成する第三者委員会（以下、「本委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当による、本新株式及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性について客観的な意見を求めました。当社は、本委員会に対して、当社の概要及び現状における財務状況や経営成績、金融機関との取引状況、調達目的及び理由、発行価額算定の根拠、調達資金の使途及び支出予定時期、割当先の選定理由、株式希薄化の規模、今後の業績への影響の見通し並びにその他必要と思われる事項と、本委員会からの質問事項に対して可能な限り詳細に説明を行い、本委員会はこれを踏まえて慎重に審議・検討を行いました。

その結果、当社は本委員会から、本第三者割当の必要性及び相当性については、次に掲げる理由により、一定の必要性及び相当性が認められるとの意見書を平成30年6月22日付で入手しております。

当該意見書の概要は次のとおりです。

（意見書の概要）

1 本増資の必要性

貴社は平成29年1月期（第11期）に99百万円の債務超過の状態となりかつ4期連続して営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上していたが、前期（平成30年1月期・第34期）において営業キャッシュ・フローのマイナスがプラスに転じ、前期末において債務超過を解消した。しかしながら前期以前から継続して営業損失を計上しており、前期においても営業損失29,906千円、当第1四半期においても営業損失89,266千円を計上している。これらによりいまだ継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しており、収益性と財務体質の改善が必要不可欠である。また、当第1四半期の親会社株主に帰属する四半期純損失が93,301千円となったため、当第1四半期末における純資産は、前期末に比べて93,464千円減少し、23,267千円となった。今後もこの状況が続く債務超過の状態になると東京証券取引所における上場廃止にかかる猶予期間入り銘柄に再び入る可能性がある。

このような状況を解消するため貴社は（1）アパレル事業における卸売り事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進、（2）不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、（3）新規事業の開拓を進めているが、資金がないと施策が望めないものがあるとのことで、貴社は第三者割当による株式の発行及び第三者割当による新株予約権の発行をするものである。

この目的のため、本増資では、SAMURAI社に対して449,854,000円相当の貴社普通株式2,227,000株と、SAMURAI社とリーディング社に対して110,290,060円相当の貴社新株予約権51,970個（SAMURAI社に32,170個、リーディング社に19,800個を割り当て、新株予約権の行使による調達額は1,049,794,000円）を第三者割当して、当面460,144,060円の資金を調達するものである。

したがって、本増資による資金調達必要性・合理性は認められる。

2 本増資の相当性

(1) 手段選択及び割当先選定の相当性

貴社は前期以前から継続して営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しており、その解消のためには早急に資金を増強することが必要である。また負債の減少と収益性向上のためには資金調達を要するところ、貴社の財務状況及び事業環境からすれば、金融機関からの融資、社債発行又は公募増資による資金調達を行うことは極めて困難である。割当先との交渉により、貴社は第三者割当による株式の発行及び第三者割当による新株予約権の発行を選択することになったが、貴社の状況に照らすとこの判断には相当性が認められる。

また、割当先の選定に関して SAMURAI 社は東京証券取引所市場 JASDAQ (グロース) 市場の上場会社であり、リーディング社は東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であるため、割当先としての非合理は認められない。

(2) 割当先の保有方針

貴社は、割当先である SAMURAI 社及びリーディング社は貴社の経営環境、経営方針及び本増資の目的等を理解しているとのことで、貴社普通株式の保有方針について、増資を引き受けるのは純投資目的であり、経営には関与しないとのことであるため、貴社の株価動向に応じて適宜売却する方針である旨の説明を受けている。このため、貴社の経営の独立性は維持されるため、両社とも本増資の割当先としては妥当である。

(3) 発行価額の相当性

本増資の払込金額は、本増資に係る取締役会決議の直前取引日 (平成 30 年 6 月 21 日) 東京証券取引所 JASDAQ 市場における貴社株式終値 224 円に、9.82%ディスカウントした 202 円に決定されたものである。

そして、この払込金額は、この本増資に係る取締役会決議の直前取引日までの直前の 1 ヶ月間の終値の平均値 216 円に対し 6.48%のディスカウント、直前取引日までの 3 ヶ月間の終値の平均値 221 円に対し 8.60%のディスカウント、直前取引日までの 6 ヶ月間の終値の平均値 202.69 円に対し 0.34%のディスカウントとなっている。

したがって、このようにして決定される発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成 22 年 4 月 1 日制定) に準拠しており、有利な発行には該当せず、適法かつ公正なものと認められる。

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績のある第三者機関、株式会社赤坂国際会計 (所在地 東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号 代表取締役 黒崎知岳) に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得している。

当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権はオプション行使期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり、行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプションであることを考慮し、モンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用している。

なお、株式会社赤坂国際会計による算定の条件として、新株予約権発行要項に記載の事項、割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた保有方針等の趣旨、株式の流動性に起因する制約条件及び割当予定先の権利行使行動、新株予約権行使による株式処分コスト等を前提条件として、基準となる貴社株価 224 円 (平成 30 年 6 月 21 日の終値)、ボラティリティ 56%、予定配当率 0 円/株、無リスク利率▲0.1%、試行回数 50,000 回をパラメーターとして適用して評価額の算定を実施し、本新株予約権 1 個につき 198 円との結果を得ている。

貴社は、株式会社赤坂国際会計による本新株予約権の発行価額の公正価値の算定結果を参考に、割当先と協議のうえ、本新株予約権の発行価額を、評価額 (198 円) と同額とすることを決定した。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券

取引所における貴社普通株式の終値を9.82%ディスカウントした202円とした。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における貴社普通株式の終値を基準値として算定したのは、貴社は、直前営業日の株価終値が貴社の企業価値を反映しているものと判断したことによる。

ディスカウント率については、上記の割当予定先との協議・交渉により、割当先の意向により基準価格に対し9.82%とすることとした。

また、本新株予約権の行使価額202円は本増資に係る取締役会決議の前日までの最近の1ヶ月平均216円に対して6.48%のディスカウント、前日までの最近3ヶ月平均221円に対して8.60%のディスカウント、前日までの最近6ヶ月平均202.69円に対して0.34%のディスカウントとなっている。

本新株予約権の行使価額が上記経緯で決定された経緯を考慮しても、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額に該当せず、適正な価額であると考ええる。

なお、株式会社赤坂国際会計は、貴社と取引関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当先からも独立した立場で評価を行っていることから同社に本新株予約権の価額算定を委託したことは相当であると考ええる。また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法であると判断した。

(4) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資にて割当先に発行される新株式数は2,227,000株（議決権数22,270個）でありますので、平成30年6月21日現在の貴社発行済株式総数11,476,700株（議決権数114,176個）に対して株式の希薄化率は19.405%（貴社議決権数に対しては19.50%）となる。さらに新株予約権が全て行使された場合に発行される新株式数5,197,000株（議決権数51,970個）を合算した本第三者割当増資にて発行する株式の合計数量は7,424,000株（総議決権数74,240個）となるので、株式の希薄化率は、第三者割当増資前の64.688%（貴社議決権数に対しては65.02%）となる。

このような株式の希薄化は、株主総会における議決権行使や株主提案権等に影響を及ぼすこととなり、また、株主価値も希薄化し、株価も下落する可能性がある。そのことから、貴社は慎重に本新株式発行及び新株予約権の発行について慎重に協議を重ねてきた。

しかしながら、貴社としては、本新株予約権の行使が進むことにより、当該行使により調達した資金により主たる事業であるアパレル事業の再建、成長過程である不動産事業の収益拡大、将来の安定的な事業となる可能性がある貿易事業の売上拡大を図ることにより、株価下落の影響を最小限に抑えつつも、上場廃止等による株主価値毀損のリスクを回避することが中長期的には、既存株主も含めた株主価値の向上に資するものであると判断しており、本新株予約権の発行による希薄化の規模に照らしても、既存株主への悪影響の程度は、本新株予約権発行によるメリットに比較して限定的なものであると判断した。

もつとも、上記の希薄化を勘案しても、本増資の実施により資金を調達する事で、貴社の売上拡大と収益の回復及び今後の中長期的な事業拡大の実現によって、貴社の企業価値を高め株式価値の向上に資するものと考ええる。また、本増資により発行する貴社普通株式の数は、新株予約権が全て行使された場合7,424,000株になるのに対し、貴社普通株式の過去1ヶ月間における1日当たり平均出来高は108,117株であり、一定の流動性を有していることから、本第三者割当増資による新株式の発行は、希薄化を生じるとはいえ、市場に適度の影響を与えるものではないと判断する。

以上のことから、本増資は、中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与することを可能とするものであり、既存株主の利益にも資し、かつ、本増資において予定される上記の株式の希薄化を上回る利益をもたらす企業価値の向上を期待できるものであることから、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考ええる。

3 結論

以上に検討してきたとおり、当委員会は、平成30年6月22日開催の取締役会において決議される予定の本増資について、その必要性及び相当性があるものと認める。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成28年1月期 (単体)	平成29年1月期 (単体)	平成30年1月期 (連結)
売上高	533,522千円	543,082千円	632,337千円
営業損失(△)	△246,728千円	△140,956千円	△29,906千円
経常損失(△)	△259,267千円	△120,718千円	△26,807千円
当期純損失(△)	△262,197千円	△129,979千円	△33,413千円
1株当たり当期純損失(△)	△36.57円	△14.53円	△3.57円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	3.36円	△11.17円	10.22円

(注) 当社グループは、平成30年1月期より連結財務諸表を作成しているため、平成28年1月期及び平成29年1月期につきましては個別財務諸表により記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成30年6月20日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	11,476,700株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	5,197,000株	45.28%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	0株	0%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	0株	0%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成28年1月期	平成29年1月期	平成30年1月期
始値	141円	144円	141円
高値	255円	146円	289円
安値	133円	73円	140円
終値	140円	115円	194円

② 最近6か月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始値	141円	141円	189円	187円	219円	225円
高値	289円	289円	205円	281円	267円	245円
安値	140円	140円	153円	187円	198円	206円
終値	194円	194円	189円	218円	229円	220円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成30年6月21日
始値	218円
高値	225円
安値	218円
終値	224円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払込期日	平成28年1月29日
調達資金の額	241,380,000円
発行価額	1株につき135円
募集時における発行済株式数	7,214,000株
当該募集による発行株式数	1,788,000株
募集後における発行済株式総数	9,002,000株
割当先	國銳有限公司 1,788,000株
発行時における当初の資金用途	①平成28年春夏商品仕入代金 ②海外(中国)市場開拓資金 ③システム入替え費用 ④物流投資費用
発行時における支出予定時期	①平成28年1月～平成28年3月 ②平成28年7月～平成29年2月 ③平成28年5月～平成29年1月 ④平成28年7月～9月
現時点における充当状況	上記用途に充当いたしました。

・第三者割当増資

払込期日	平成29年11月30日
調達資金の額	199,999,800円
発行価額	1株につき99円
募集時における発行済株式数	9,002,000株
当該募集による発行株式数	2,020,200株
募集後における発行済株式総数	11,022,000株
割当先	都市麗人(中国)控股有限公司 1,010,000株 星期六股份有限公司 1,010,000株
発行時における当初の資金用途	①平成30年春夏商品仕入代金 ②新規インナーウェア仕入代金 ③中国子会社運転資金
発行時における支出予定時期	①平成29年12月～平成30年4月 ②平成29年12月～平成30年1月 ③平成29年12月～平成30年1月
現時点における充当状況	上記用途に充当いたしました。

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成 29 年 11 月 30 日
調 達 資 金 の 額	241,380,000 円 (本資金調達額のうち 30,000,000 円は、D E S によるものであるため、金銭としての払い込みはなされておられません。)
発 行 価 額	1 株につき 110 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	11,022,200 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	454,500 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	11,476,700 株
割 当 先	大都 (香港) 實業有限公司 454,500 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	① 平成 30 年春夏商品仕入代金 ② 新規インナーウェア仕入代金 ③ 中国子会社運転資金
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	① 平成 29 年 12 月～平成 30 年 4 月 ② 平成 29 年 12 月～平成 30 年 1 月 ③ 平成 29 年 12 月～平成 30 年 1 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記使途に充当いたしました。

1 1. 発行要項

(1) 第三者割当による新株式発行

(1) 発行新株式数	普通株式 2,227,000 株
(2) 発行価額	1 株につき 金 202 円
(3) 調達資金の額	449,854,000 円 (資本組入額 : 224,927,000 円、資本準備金 : 224,927,000 円)
(4) 申込期間	平成 30 年 7 月 9 日
(5) 払込期日	平成 30 年 7 月 10 日
(6) 募集又は割当方式 (割当予定先)	第三者割当の方法により、SAMURAI&J PARTNERS 株式会社へ全て割り当てる。
(7) 申込取扱場所	新都ホールディングス株式会社 東京都豊島区北大塚三丁目 3 4 番 1 号
(8) 払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 押上支店 東京都墨田区業平三丁目 14 番 5 号
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力が発生していることを条件とする。

(注) 1. 本株式の発行については、平成 30 年 6 月 22 日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 発行価額は会社法上の払込金額であります。

3. 調達資金の額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、224,927,000 円であります。

4. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

5. 申込み及び払込みの方法は、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所にて、金銭の払込を行うものとしします。

6. 払込期日までに、本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、本株式の割当では行われなないこととなります。

7. 本株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

8. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称 : 株式会社証券保管振替機構

住所 : 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 第三者割当による新株予約権発行

第 3 回新株予約権の発行要項

①募集の条件

(1) 発行数	51,970 個 (新株予約権 1 個につき 100 株)
(2) 発行価額	新株予約権 1 個につき 198 円
(3) 発行価額の総額	10,290,060 円
(4) 調達資金の額	1,060,084,060 円 (資本組入額 : 530,042,030 円、資本準備金 : 530,042,030 円)
(5) 申込単位	1 個
(6) 申込期間	平成 30 年 7 月 9 日
(7) 払込期日	平成 30 年 7 月 10 日
(8) 割当日	平成 30 年 7 月 10 日
(9) 募集又は割当方式 (割当予定先)	第三者割当の方法により、SAMURAI&J PARTNERS 株式会社及びリーディング証券株式会社へ割り当てる。
(10) 申込取扱場所	新都ホールディングス株式会社 東京都豊島区北大塚三丁目 3 4 番 1 号

(11) 払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 押上支店 東京都墨田区業平三丁目14番5号
-------------	--

- (注) 1. 上記の新株予約権証券（以下「本新株予約権」といいます。）の発行については、平成30年6月22日開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込及び払込の方法は、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

②新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定の無い当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、5,197,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、金202円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p>

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{1}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{1}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整

	<p>式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金 1,049,794,000 円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使による株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な交付株式数で除した額となる。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成30年7月11日から平成33年7月10日までとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 新都ホールディングス株式会社 東京都豊島区北大塚三丁目 34 番 1 号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 押上支店 東京都墨田区業平三丁目 14 番 5 号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済み株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行う事はできない。</p> <p>2. 本新株予約権 1 個未満の行使を行う事はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込に関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>4. 新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第 2 項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 1 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式を乗じて得られる価額とする。</p> <p>7. その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件</p>

	<p>別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>8. 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>9. その他 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。

5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上